

南河内における歴史的集落のプラン に関する若干の考察

—道路屈曲の機能を中心に—

河 島 一 仁

第1章 目的と方法

第2章 対象地域の地理的性格

- (1) 地形環境と開発の進展
- (2) 集落の構成

第3章 新田集落のプランと道路屈曲

- (1) 集落の形態
- (2) 道路屈曲の創設理由

第4章 城郭下集落のプランと道路屈曲

- (1) 集落と道路屈曲
- (2) 道路屈曲の出現理由

第5章 結 び

第1章 目的と方法

日本の集落地理学研究史上において、小川琢治¹⁾と牧野信之助²⁾に端を発する、環濠集落の起源論争は、すでに諸先学によって総括されている。その結果、起源および機能に関する議論は、一応の決着をみるにいたっている。

1940年代にはいると、村松繁樹³⁾は地域性をより重視した立場にたち、環濠村落を一種の低湿地集落として指摘した。そして環濠の成立を防御目的のみで説明できないと主張した。次いで藤岡謙二郎⁴⁾は、環濠村落は「中世的形態そのものである」と強調したうえで、「条里時代に起源をもつ中世の防御集落」と定義している。村松・藤岡両氏とも、環濠村落にとどまらず、今井・大和郡山などの都市的環濠集落にも言及している。この点は、環濠を囲郭という範疇で扱った小野忠熙⁵⁾の場合も同様である。50年代後半から60年代にかけて、谷岡武雄⁶⁾は、開発と関連づけて環濠村落が中世の示準的景観であると位置づけた。

以上の諸説を要約するならば、①大部分の環濠村落は低湿な地域に位置していること〔村松説〕、②環濠村落は中世的景観であること〔藤岡説〕、③当初には防御目的で創設された濠が、諸々の社会・経済条件の変化に応じて、灌漑・防火・排水などの複合機能を担うように変容した〔谷岡説〕、となる。

堀部日出夫⁷⁾によると、中世環濠村落が出現するのは、文和年間(1352~56)であるとされる。つまり、従前から存在した集落の周囲に、新しく濠が形成された時期は、14世紀中葉以降になる。一方この時期に新たに創設された一連の集落として寺内町がある。水田義一⁸⁾によると、その出現時期は、15~17世紀とされる。そして環濠を有する寺内町も存在することはいうまでもない。これらのことから豪族屋敷村や中・近世城下町とは別に、住民によって企画的に新施設を具備された環濠村落、ならびに新たに造構された寺内町などの諸集落を、「14~17世紀における計画的集落」なる枠組に包摂することが可能のように思われる⁹⁾。もとより、その集落を形成する集団によって、集落形態および諸施設に具現化する思想、すなわち集落造営ならびに新施設構築に際しての地理的発想は多様であろう。内部の道路に袋小路が多いとされる環濠村落と、直交する道路パターンを内部にもつ寺内町は対照的ではある。しかし、共通点も指摘されなくはない。例えば、外部に対する集団意志の表現として、濠・壘などの囲郭や遠見遮断に代表される、道路の屈曲が施されている点である。環濠に関しては、先述のように研究の蓄積があるものの、集落の出入口にみられ

る道路の屈曲に関しては、管見の限りではさほど問題とされていないように思われる¹⁰⁾。そこで小稿では、「14～17世紀における計画的集落」にみられる道路の屈曲（以降「道路屈曲」とよぶ）に関して若干の考察を加えることとする。

かかる観点からの研究には、中部における八尾をはじめ、南部における富田林と大ヶ塚¹¹⁾などの寺内町とともに、菱江・岩田・矢田部¹²⁾などの環濠村落をもその中部に簇生させた河内国が、フィールドとして適するように思われる。ところで、河内国中部すなわち中河内の計画的集落に関する報告はあるものの、南部すなわち南河内における当該集落に関する研究は、寺内町に偏しているように思われる。したがって、小稿では南河内における寺内町以外の計画的集落に関して検討を加えることにする。その結果、道路を曲げるという地理的発想が、当時における南河内の人々によってどの程度保持されていたかが明らかとなる。その方法として、機能を異にする複数の集落プランの検討を行なうことが、より適切である。そこで、古市郡の南端部に位置する新田集落の新町と城郭下集落の古市の二つの集落を事例として選定した。なお、資料としては、村絵図と地籍図などを用いた。

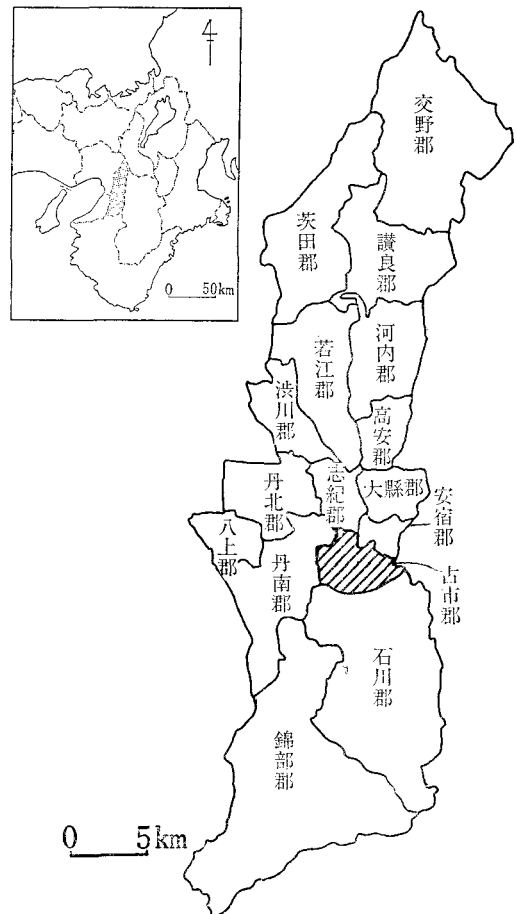
第2章 対象地域の地理的性格

(1) 地形環境と開発の進展

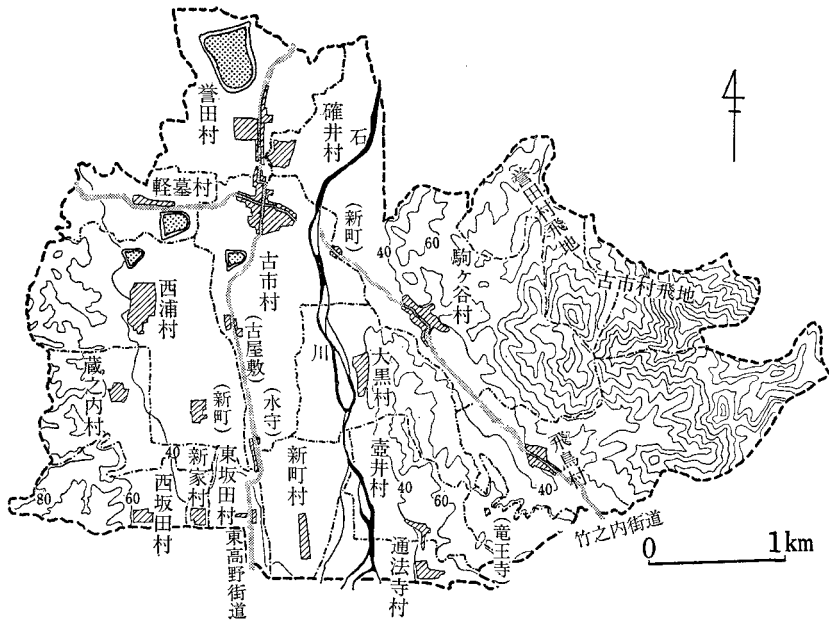
古市郡は、南北に長くのびる河内国の南部に位置していることから、いわゆる南河内に含まれる(第1図)。郡域は、そのほぼ中央部を北流する石川によって東西に二分されている(第2図)。西部は、大阪層群よりなる羽曳野丘陵とその東縁の扇状地性緩斜面および中位・低位両段丘と氾濫原とからなる¹³⁾。東部では、二上山地とその西に続く丘陵が大部分を占めている。これらからみて、当郡における人間活動の主要な地域は、平野部の卓越する西部であったとみなされる。なお、石川は下流部で二上山地に発源する飛鳥川と、西からの大乘川を合流したのち、大和川に注いでいる。

西部では、複数の前方後円墳¹⁴⁾といわゆる古市大溝¹⁵⁾などが景観的に特徴をなしている。そして、古代における開発の進展は、条里制遺構から看取することができる。当郡における条里型地割を復原した谷岡武雄¹⁶⁾によると、東部では壺井・通法寺両村の境域に、正方位の条里型地割が見出される。他方、西部では、方位を異にする三つのタイプが析出されている。すなわち、①正方位を示すタイプ、②西浦村境域の東部にみられる北10度西偏するタイプ、および③古市村境域における、阡線が北3度東偏しているタイプである。

9世紀には存したことが明らかな古市庄や14世紀の史料に現われる厚見庄¹⁷⁾などの荘園が経営されたのち、中世後期には、幕府管領で河内国守護であった畠山氏の拠る高屋城が、中位段



第1図 古市郡位置図



第2図 古市郡概観図 主として仮製2万分の1図（国分村図帳）に基づく

丘上の古墳を利用して築かれた。その後、天正3年（1575）に信長によって破却されるまで、約80年の間、当城は河内国における戦略上の拠点として不連続ながらも重要な地位を保ち続けた。近世には、河内は、所領が錯雑に入り組む「非領国」¹⁸⁾であった。

交通路としては、南北方向の東高野街道と東西方向の竹之内街道が重要である。前者は、山城から洞ヶ峠を経て河内へ入り、生駒山地西麓を南下し、その後、当郡の菅田・東坂田両集落を通して紀伊見峠へと続いている。後者は堺に発し、古市集落の中心部を通過のち、石川を渡り、竹之内峠を越えて大和へと通じている。

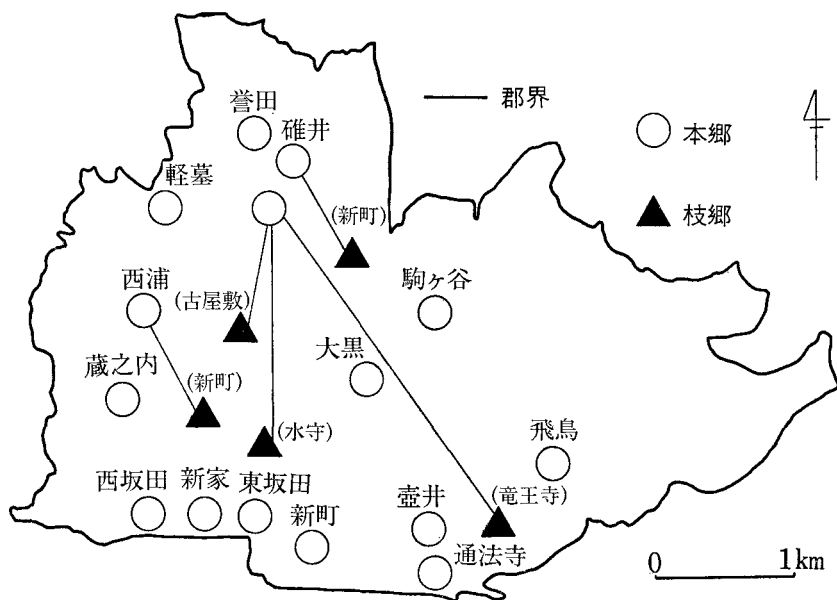
② 集落の構成

近世にいたり、河内では深野池・新開洲などの干拓地と付替後の大和川旧河床を耕地化した結果、多数の新田集落が創出された。特に、中河内に含まれる渋川・若江両郡において村数の増加は著しい。一方、南河内では村数は概して著しい増加を示していない。古市郡もその例外ではなく、壺井村から分離した、石川西岸の新町（元和8年〈1622〉）・東岸の通法寺（元禄

13年〈1700〉）両村の2例にすぎない。分村時期が新しいためか、これら3か村の境域は錯雑に入り組み、今日まで一円化するにはいたっていない。

藩政村の集落構成をみると、いわゆる一村一集落型が大部分をしめる当郡では例外的に、西浦・確井両村および古市村に枝郷がみとめられる（第3図）。ただ、西浦村の新町と呼ばれる枝郷は、開発の進展に伴う新集落の創設とみなされるのに対し、石川東岸に位置する確井村の枝郷は、河港としての機能を有していた。立地点からみて、それは石川を隔てた古市の対向集落的性格を有していたと思われる¹⁹⁾。そして古市村には、合計三つの枝郷がある。中位段丘上の古屋敷・水守および東部の丘陵地に位置する竜王寺である。

東部における集落の多くが、扇状地性緩斜面に立地しているのに対し、西部はより多様である。第一に、低位段丘上に立地する古市村本郷・菅田集落、第二に、中位段丘上に立地する軽墓²⁰⁾・東坂田両集落、第三に扇状地性緩斜面に立地する西浦・蔵之内などの集落、そして第四



第3図 古市郡における藩政村の集落構成

に自然堤防上に立地する新町²¹⁾集落の4タイプである。集落はいずれも集村形態を呈している。それらのうち、主要な街道に面する古市・軽墓両集落は街村であり、近世初頭の新田集落である新町は路村である。

第3章 新田集落のプランと道路屈曲

(1) 集落の形態

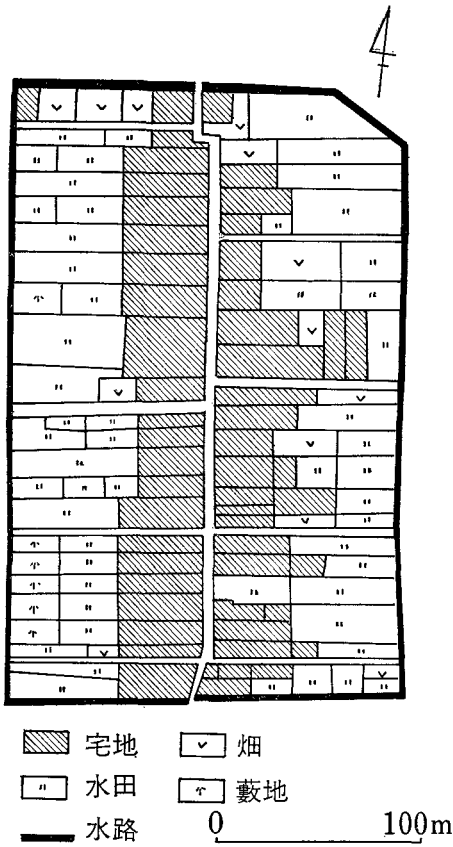
明治19年(1886)の地籍図²²⁾から明らかなように(第4図)、当集落は南北方向の道に沿った路村である。個々の家屋の背後には、短冊状の耕地がみとめられる。さらに、集落と耕地を取り囲むように濠がめぐらされていることから、新町は環濠集落とみなされる。環濠内で東西の道の多くが、相互にくいちがいを見せている。そして南北方向の道は、南北双方の出入口に屈曲を有している²³⁾。このために、当時において集落内部を見通すことはおそらく不可能であったように思われる。したがって、これは遠見遮断が目的であったとみなされよう。

環濠と道路屈曲に関して、近世の絵図をもとにさらに検討を加える。そこで19世紀前半に描かれた絵図²⁴⁾(写真1、文政8年<1825>)を

みると、境域の東端は北流する石川と国役堤によって画されているものの、西端には石川右岸の壺井・通法寺両村の飛地のために、境域の西を縁取る明瞭な線を見出すことはできない。

境域の西部を西浦村用水の唐臼井路と古市村用水の今井井路が北流し、東部には古市村用水の寺井井路と大黒村の用水が流れている。文字註記をもとに、地形条件に規制される農業的土地利用についてみると、東部では畑地が卓越しているのに対し、西部には「田」の註記が南北に比較的連続して並んでいる。このことは、東部が西部より比較的高いことを示す。とくに「田」という文字註記が連続している箇所が旧河道に当たることは、空中写真からも容易に判読される。3か村の境域がこの箇所特に錯雑に入り組んでいる状況は、この点と無縁ではないであろう。

境域のほぼ中央部に位置する集落は、明治19年の地籍図と比べて、より視覚的に描出されている。すなわち、中央を南北走する道の東側に8戸、西側に9戸の家屋が描かれている。家屋の形には特に差はみとめられないため、これは記号的に描かれたものと思われる。集落の西側に



第4図 新町村の地籍図（明治19年）

は、樹木と鳥居とともに社殿²⁵⁾が描かれている。濠は、集落のみならず、社をも囲繞している²⁶⁾。

境域内の道は、ほぼ放射状に集落からのびている。道を示す線の太さにはちがいがあり、東西走る道よりも、集落の中央を貫いて南北走る道が、より太く描かれている。この点から、それらの道は描者によって二種に分類されたことが明らかである。両方とも描出されるにあたいする重要な道路であったにはちがいない。しかし、描者はもとより同時期の集落住民もまた双方を明確に区別していたと解される。すなわち、前者は境域レベルでの通耕に用いられるような道路であったのに対し、後者は複数の集落を結ぶ郡レベルの重要路であった。そして、集落南北での屈曲は、前者ではなく後者に創設されていることは留意する必要がある。濠の内側には、竹藪を意味すると思われる植生表現もみられる。したがって、地籍図では濠内域の南西部にしかみられなかった竹藪が、19世紀前半には集落をほぼとり囲むように繁茂していたことが明らかとなった²⁷⁾。以上の諸点から推測して、集落内部を外からうかがうことは、19世紀前半には容易ではなかったと解される。

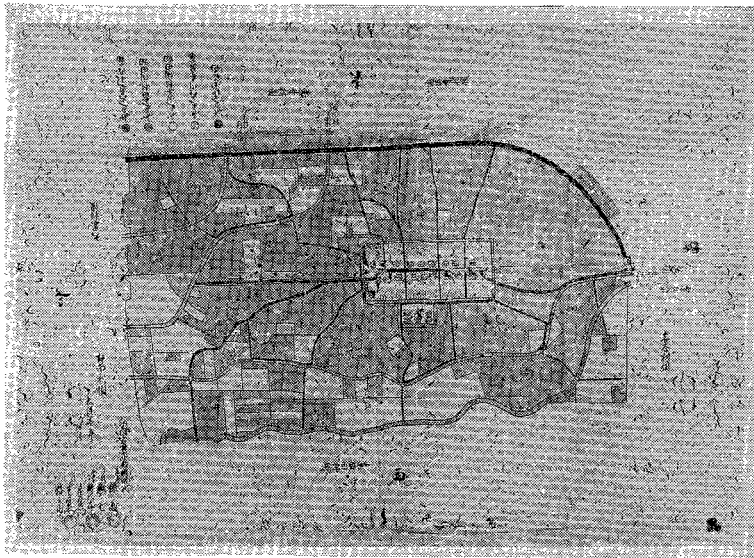


写真1 新町村絵図（文政8年、1865）

以上のように、19世紀における新町は竹藪によって外側から遮蔽された環濠集落であり、しかも集落南北の出入口には道路屈曲が施されていたことが明らかとなった。次に、かかる諸施設の創設時期とその背景について、若干の検討を加える。

(2) 道路屈曲の創設理由

新町集落が、近世初頭に形成されたものであることは、すでに明らかにされている²⁸⁾。したがって、19世紀の絵図で確認された環濠と街路屈曲の起源も、やはり集落の形成期にもとめるのが至当と思われる²⁹⁾。

新町集落は、大坂の陣直後の元和元年(1615)、当時「坪井村川西ノ芝場」³⁰⁾と呼ばれていた一帯を、大黒村の清右衛門なる人物が近在の農民を率いて開発してのち、形成されたものである³¹⁾。開発当初には、3年間にわたって年貢が猶予され、元和6年(1620)には開発も一応の成果をみたものと思われる³²⁾。これに参加したのは、古市・石川両郡をはじめ大和・堺などから来住した人々であった(第1表)。その後、元和8年

(1622)には、壺井村から独立するにいった。

環濠は、防御のみならず、灌漑・排水ならびに洪水防止などの種々な目的が当初から企図されていたか、もしくは後に加わったとする多機能説が有力である。それに対して、計画による道路屈曲は、防御のために創設されたとみなすことが、現在においては妥当と思われる。しかし、それだけで道路屈曲の成立ならびにその存続とを説明することは多少困難である³³⁾。そこで、近世における農村集落が直角的道路屈曲を具備している場合に関して、その理由を単純化すると、次の4点が考えられる。①中世以前に集落が形成された際に、防御目的で創設された道路屈曲が残存した場合、②近世期に集落が形成されたとき、人々の脳裏には戦乱の世のイメージが消えておらず、近い将来起こりうるかもしれない戦乱に備え、集落防御のために道路屈曲を創設した場合、③外敵の存在もしくはその予想とは関係なく、外部から集落内部を見られまいとする意識によって、近世に屈曲が創設された場合、および④屈曲が創設されたものではなく、近世以降に人為によって街並がずれて形成され、結果的に屈曲が出現した場合³⁴⁾、の4つである。

新町集落の場合、その生成時期からみて第一の理由は該当しない。そして、集落形態に計画性がみられる以上、偶然の人為的結果とすることも考えられず、第四の理由も除外される。したがって、第二・第三の理由が残る。当時の社会状況は同時代人によって全くの平和状態として意識されるにはいならず、開発棟梁以下の農民たちは、再度戦乱が起きても対処できるように、かかる屈曲を設けた可能性も否定できないとすれば、第二の場合が適合する。ただ新町集落の場合、次に述べるような周辺村との対抗関係も、道路屈曲の成立および存続に関連して無視できないのである。

先述のように、新町村は一円的な境域を有していない。境域内に残存する壺井・通法寺両村の飛地は、開発当初における「川西ノ芝場」が、両村をはじめとする複数の村々からの農民が入

第1表 新町村形成当初における住民の出身地

国	郡	村・町	軒数
河内国	古市郡	誉田村	8
		古市村古屋敷	1
		古市村水守	3
		駒ヶ谷村	2
		通法寺村	3
	石川郡	平村	2
		新堂村	3
		山田村	1
		大ヶ塚村	4
摂津国		平野郷	1
和泉国		堺貝町	1
大和国		佐備田村	1

「新町村五十軒百姓取立て請書」(元和2~3)
『羽曳野市史』第5巻238—241頁による

り込んで耕地化された結果とみる事ができる。かかる錯雑な状況は、新町の農民にとって、つねに対岸の二村との緊張関係を意識させるものであったと解される。さらに、下流の諸村との水利をめぐる軋轢も無視できない³⁵⁾。というのは、新町村境域を流れる四本の井路は、いずれも下流の古市・西浦そして大黒三村の水田を潤すためのものであったにもかかわらず、開発後の新町はそれらから引水を試みたため、水論が発生したのである。周辺の村々とのかかる対立関係もまた屈曲の創設とその保持にかかわりがあるように思われる。かかる観点に立つと、当集落の環濠と竹藪の機能も、同様の脈絡で解することもできなくない。

以上のことから、本章で明らかになった点は次の三つであろう。第一に、新町集落における道路屈曲は、近世初頭の社会状況を背景に、居住者集団によって創設されたとみなしうる。第二に、防御のためだけでなく、周辺村との対抗関係のなかでの、居住者集団が有していたある種の閉鎖性が、道路屈曲を存続させたと解しうる。しかし、これは外に対して自らを閉ざすだけでなく、閉じることによって他とは異なる自集落のアイデンティティを外部に向け

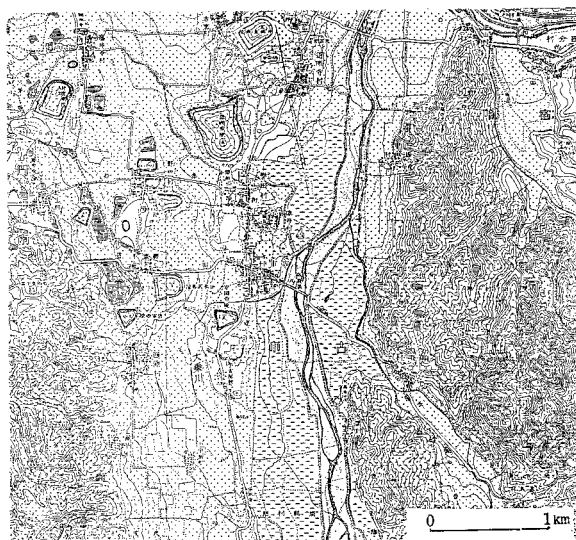
て表示するものであったと思われる。いわばそれは開かれた閉鎖性ともいえよう³⁶⁾。そうして第三に、集落に環濠と道路屈曲を創設するという発想が、新町集落を形成した農民集団にまで浸透していたことが明らかとなった。

第4章 城郭下集落のプランと道路屈曲

(1) 集落と道路屈曲

明治20年頃の仮製図(第5図)をみると、集落は東高野・竹之内両街道沿いに十字路状の街村形態を呈している。そのうち東高野街道以東で、しかも竹之内街道以南をしめる南東部に比較的稠密に家屋が並んでいる。これは、近世には古市が石川における舟運の河港としての機能を有していたことと関係があると思われる。

仮製図には、道路屈曲は三箇所見出される。すなわち、①南下する東高野街道が誉田村境域を経て古市集落へ入る箇所での屈曲、②古市集落の中央部を南下して集落外へ出る箇所の屈曲、および③集落東部における竹之内街道の屈曲、の三つである。これらのうち、集落出入口の屈曲である前二者に関して、近世の村絵図³⁷⁾(写真2、寛文9年<1669>頃)を用いてさらに検討する。



第5図 仮製2万分の1図(国分村回幅, 部分)

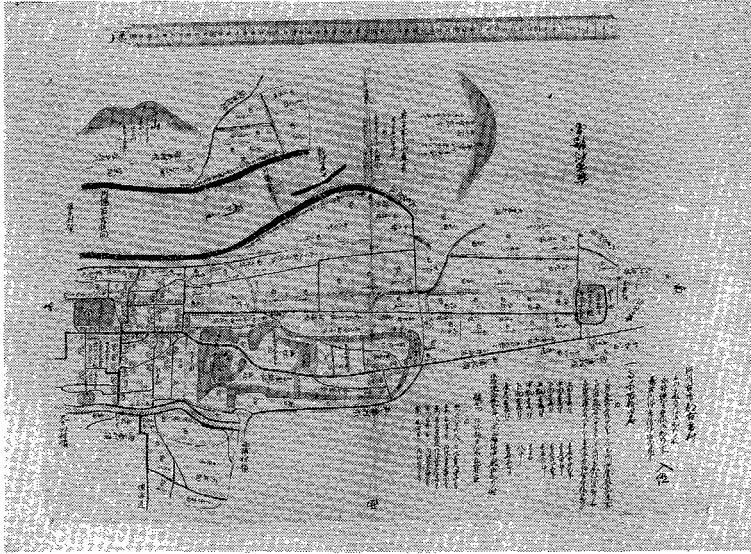


写真2 古市村絵図（寛文9年頃 1669頃）

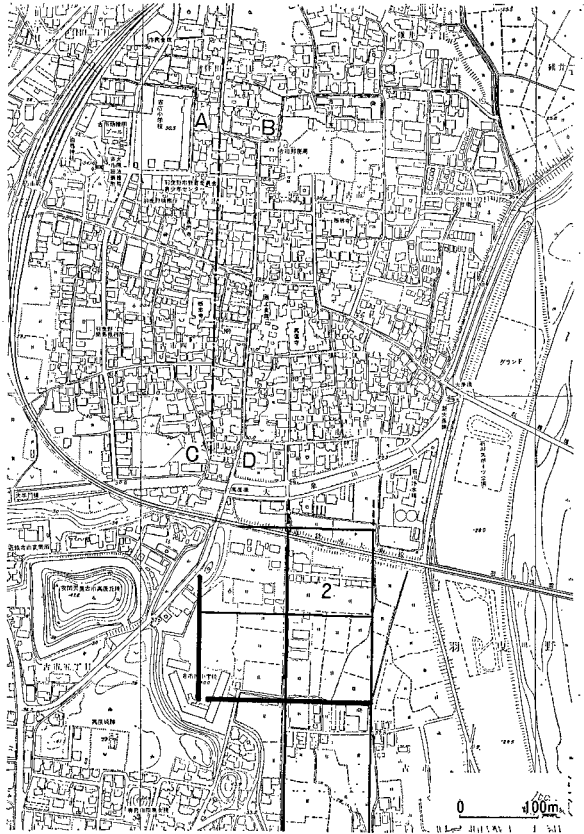
絵図をみると、古市村の境域は南北に長い。東には石川東岸の耕地および龍王寺山・寺山の飛地が描かれている。西は、西浦・軽墓両村と境を接している。境域の東西を石川と大乘川がそれぞれ北流している。仮製図（第5図）と比較して明らかのように、大乘川は本来北流していたが、宝永元年（1704）に現流路につけえられた。その南には、境域のほぼ中央に「高屋城址」なる文字註記のつく中位段丘が描かれている。そこを貫通する東高野街道（絵図中では「高野街道」）と竹之内街道（絵図中では「堺海道」）とが、他の道より太く表現されている。新町村絵図（写真1）の場合と同様、より重要性の高い道路が強調されているわけである。集落部に目を転じると、二つの街道に沿って家屋が89戸描かれている。枝郷の古屋敷には8戸、水守には4戸の家屋が描かれている。家屋の形が記号的な点も新町村絵図と同様である。

古市集落の東北部と西北部には、それぞれ西琳寺と白鳥神社が位置している。集落部に書かれた文字註記には、「町長南北貳百十間、東西貳百五十貳間、西領境より東領境迄七百廿間」と書かれている。すなわち17世紀末における古市

の集落規模は、東西に約456.1m、南北に約380.1mであった。描出された村落景観とあわせてみると、古市集落がマチとして発達しつつあることが看取される。

仮製図で確認された屈曲は、当絵図でも見出される。したがって屈曲の出現時期は、18世紀にまで下がらないことが明らかとなった³⁸⁾。屈曲がプランに基いて創設されたものか、あるいは無計画ながら結果的にできあがったものか今のところ明らかにはできない。しかし、そのいづれにせよ、人為によって屈曲が出現する以前の、直線路の存否について検討を加える。

古市村境内には、阡線が北3度東偏している条里型地割の遺存が明らかにされている³⁹⁾（第6図）。絵図では、集落の南端部から境域南部の池までのびる一本の道が描かれている。その東側には小字「十ノ坪」・「二ノ坪」などが残っていることから（第7図）、この道が阡線とみなされよう。古市郡の条里は、南接する石川郡との境から北へのびていたと思われるが、古市集落およびその周辺では坪ごとに道路の遺構を復原するのは困難である。ただ、小字「二ノ坪」を残す里における西の界線が、段丘東崖下



第6図 条里型地割と道路屈曲 条里型地割は、谷岡武雄原図「古市郡条里の復原と菅田白鳥遺跡」(『菅田白鳥遺跡発掘調査概要Ⅱ』大阪府教育委員会 1973)による。図表の2は二ノ坪を示す。

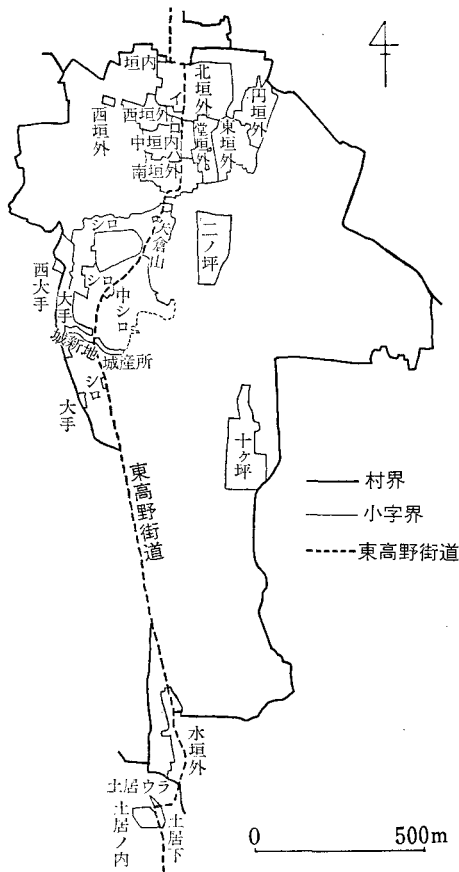
に想定されていることに注意したい。里がこれよりさらに北へのびていた可能性も充分ありうると思われるが、坪の復原については遺構の発掘成果をまたねばならない。しかし、この界線を北方へ延長させると、それは東高野街道が、東に曲がる点AとCとを結ぶ破線にきわめて近い位置にあることが明らかとなる。この点について、かかる推定線A-Cと里の界線とが明確に整合するものかどうか、条里制研究の成果を待つべきであろう。しかしながら、A→BおよびD→Cという二つの屈曲が出現する以前には、A-Cないしそれに近い位置に道があり、それは里の界線と密接な関連を有していたと推定することは可能であると思われる。

次に、推定線A-Cと小字界線との整合関係について検討することにしよう。集落部の小字

としては(第7図)、「北垣外」・「西垣外」・「中垣内」・「南垣外」・「東垣外」および「堂垣外」がみられる。推定線A-Cと道B-Dとが小字界線として関わるのは、北垣外・西垣外・中垣内および南垣外である。B-Dが小字界線となっている箇所は、北垣外と西垣外との境界の最南部だけである。他方、A-Cが小字界線となっている箇所は見当たらない。したがって、推定線A-Cと道B-Dが、小字界として有意であるとはいえない。ただ、第7図中のイ・ロ・ハなどの凹凸部と推定線A-Cが部分的ながらも近似しているようにみられるだけである。

(2) 道路屈曲の出現理由

前節で用いた絵図をもとに、道路屈曲が遅くとも17世紀の後半には存在していたことが確認された。したがって創設ないし出現の時期は、



第7図 小字界目「羽曳野市城大字・小字図」
 (谷岡武雄, 日下雅義編著『羽曳野市史』別巻古絵図・地理図 1985)

17世紀前半以前に遡ることになる。すなわち近世初頭をその下限とするわけである。そこでわれわれは、中世末から近世初頭において、古市集落に屈曲が具備される理由の存否を明らかにしなければならない。

中世後期の古市は、中位段丘上に位置する高屋城の城郭下集落という性格を有していた。そこでまず、高屋城との関わりから検討しよう。高屋城の築造時期は判然とはしないが、明応2年(1493)以前には厳存していたとされる⁴⁰⁾。遅くとも15世紀末葉から、天正3年(1575)に信長によって破却されるまでの80余年以上にわたり、連続的ではないが河内国の守護所として利用されていた。この位置は、河内国の国府に比べ、やや南に偏しているとはいふものの、和泉国守護所⁴¹⁾の置かれた界に近く、戦略上でも非

常に重要な地点であったと思われる。それらに加えて、東高野・竹之内両街道の交会点に、市集落であった古市を城郭下集落としておさえることによって物流を掌握しようとする支配上の企みも、立地要因として勘案されねばならないであろう。

仮製図(第5図)からも明らかなように、高屋城は空堀で界される三郭からなっていた。伝安閑陵古墳を用いた主郭の南には、畠山氏の重臣層の屋敷が位置していたとされている。第Ⅱ郭には、下級家臣団または町屋の存在が推定されている⁴²⁾。小字地名には(第7図)、「シロ」・「中シロ」・「矢倉山」・「城新池」・「城産所」・「城不動坂」および「大手」が見出される。これらからみて、当時の縄張が中位段丘上のほぼ全域をとりこんでいたことが推定される。そのなかでも段丘西崖下に残る「大手」は、交通路に関してある可能性を示唆しているように思われる。絵図にも明らかなように、近世の東高野街道は中位段丘上のほぼ中央を貫通している。しかし、「大手」地名からみて、高屋城の入口は中位段丘の西側に設けられていたと思われる。したがって、中位段丘上における近世の東高野街道と同じルートを当時の街道が走っていたことを完全に否定するものではないにしても、かなり重要な南北路が段丘西崖下を通過していたと推定することができる。この道は、仮製図(第5図)でも確認される。東高野街道は「字古屋敷」まで北上してくると、二つに分岐する。一方の枝道は西におれ、中位段丘の西側を通り、大乗川を渡って後、伝日本武尊陵の東側を北上する。

他方、伝応神陵古墳の周庭帯をかすめ、菅田八幡宮の東線を南下してきた街道は、古市集落のどの箇所を抜けていったのであろうか。ここで考慮すべきは、集落の東北部に位置する西琳寺の寺域であろう。それが仮製図での寺域よりも広い範囲を占めていたことは、絵図でも明らかである。したがって、高屋城存続期間における西琳寺域の西端は、より狭くても第6図におけるB-D線であったと思われる。また集落の西

半部に関してみると、近世初頭に造構されたとされる⁴³⁾白鳥神社が、前方後円墳の頂部に位置していることから、その位置が街道の通りえた東西幅の西極をなすものと解される。さらに、集落の西南部に位置する西念寺も無視することはできない。この寺は近世以前に建てられていたとされる⁴⁴⁾ことから、街道が通りえた東西の範囲はさらにせばまる。そうして、それは第6図のA-CとB-Dではさまれた範囲に近似する。すなわち、街道は、集落の中央部を通過していたことになる。では、この道路にいつ屈曲が出現したのか。それは、一定のプランに基づく創設であったのか、あるいは企図のない出現であったのか。今、仮に前者の観点に立つと、創設されるにいたる二つの理由が想定される。第一は、中位段丘全域をとりこむ高屋城プランの一環として、北方から当域にいたる直線路に、防御目的のために屈曲が創設されたということである。そうすると、われわれは、中位段丘の南側にみられる東高野街道のもうひとつの屈曲を、同様の脈絡で位置づけることができるように思われる。仮製図(第5図)にも見出されるこの屈曲は、村絵図(写真2)でも確認される。そこには「土居ノ内」・「土居ウラ」・「土居下」という小字が残る。この屈曲は、本来直線路であったものが曲げられて生じたものか否か定かではない。また、「土居」の付く小字を残した施設が、高屋城の存続期間中に機能していたかどうか不明である。しかし、この屈曲も高屋城と関連するものであるとすれば、そのプランは中位段丘上にとどまらず、より広いものであったことになる。すると、古市集落における道路屈曲の出現時期は、15・16世紀にまで遡ることになる⁴⁵⁾。

想定される第二の理由は、高屋城とは直接関わりなく、中世において古市集落自体がこの屈曲を南北に創設したということである。だが、上記の二つの想定根拠とした、絵図に表現された村落景観は、高屋城の城郭下集落当時をそのまま引き継ぐものではないことを忘れるわけにはいかない。中世末、高屋城をめぐる攻防は、

隣接する古市集落を巻きこまずにはおこななかった。「応永年中以来古市村覚」⁴⁶⁾なる史料には、「天正三^{乙未}年落城仕、其砌村一統兵火ニ罹一変仕候」とある。すなわち、村全体が兵火によって焼かれ、その後復興した。それは以前とくらべると一変したということである。この歴史伝承が正しいとすれば、村絵図に表現された景観は、天正3年(1575)を境にして一変した後のものと解される。屈曲もまた道路が一変した結果生じたものであるならば、前述の二つの想定は成り立たない。しかし、かといって復興期にそれらが創設ないし出現したとする明確な根拠も今のところ見出せない。

以上の諸検討を経ても、古市集落における道路屈曲の出現時期はもとよりその理由について確言することはできない。ただ、近世を通じて屈曲が維持されており、道行く人は視界の断裂を経験せずに古市集落に出入りすることはできなかったことを確認するに留まるのである。

第5章 結び

新町集落における道路屈曲の創設時期は、集落が形づくられた近世初頭にもとめられた。他方、古市集落に関しては、その時期を明確にはできないながらも、天正3年に集落が焼け、その後の有様は前とくらべて「一変」したという歴史伝承が、それをさぐる糸口となりうること、および屈曲の出現あるいは創設以前における直線路の存在を示唆した。

南河内において「14～17世紀における計画的集落」に数えられうる富田林および大ヶ塚などの寺内町では、内外をわかつ屈曲はさほど明瞭ではない⁴⁷⁾。しかし、新田集落である新町と城郭下集落の古市における例からみて、計画の有無に検討を要するものの、道路に屈曲を施すというアイデアが、当時の南河内に住む人々に保持されていたことはほぼ間違いない。とはいうものの、計画的集落であることが明らかな新町と、道路屈曲に企図が多少ともよみとられる古市は、自然発生的村落の多い南河内においては、むしろ特殊な事例といえるかもしれない。だが、

かかる「特殊」性は他地域から持ち込まれたものではおそらくない。それは、当該地域におけるその他の諸村落には具現化してはいない。集落プランに関する当時の人々の発想と実のところ軌を一にするもののように解される。すなわち、形態における「特殊性」は、発想における「一般性」を背景に生み出されてきたといえないであろうか。

一般に、中世において創設された道路屈曲は、防御目的によるものと解されよう。その成立条件は、当時の社会状況に大枠を決められた集団意志にもとめられよう。そうして屈曲が存続していく過程において、防御以外の機能が加わってくるように思われる。すなわち、戦争状態から平和時代へと移行してゆくにつれて、次第に防御性は薄れてくる。道路屈曲は、単に慣性的な存続を示す消極的存在ではなく、やがて住民の心意レベルにおいて、境界のシンボリック的存在となるのではないだろうか⁴⁹⁾。というのは、道を歩く人間の視界を断裂させることによって、屈曲は異なった境域に入るあるいは出ることを人に感得させるには充分であったと思われるからである。そうして、それが存続してきた背景には、集落の内外を隔てようとする居住者の集団意志があったと解せないであろうか。このように考えてくると、社会的に不安な状況にあった時期に造構された屈曲がもちえた最低限の機能は、防御という物理的レベルのものに加えて、内と外を隔てるという境界明示性にもあったと解することもできなくない。新田集落である新町と城郭下集落の古市における道路屈曲も、かかる脈絡で理解されうる可能性を示唆しているようである。

(立命館大学文学部)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、立命館大学総長・谷岡武雄先生と日下雅義先生の御指導をいただきました。記して謝意を表します。

資料収集に際して、御協力いただいた羽曳野市役所市史編纂室の毛戸隆幸室長・田中良宏係長・中

田佳子氏と絵図掲載に関して御快諾いただいた塩野俊一・森田周作両氏に厚くお礼申し上げます。

なお、本稿の要旨は、日本地理学会昭和60年度春季学術大会（於東京都立大学）で発表いたしました。

〔注〕

- 1) 小川琢治「人文地理学より観たる日本の村落」地球5—4, 1926 1—26頁
- 2) 牧野信之助「散居并に環濠部落について（上・中・下）」歴史と地理27—1・2・3 1931 180—202頁, 275—288頁, 398—408頁
- 3) 村松繁樹「日本聚落地理上の一問題——所謂環濠部落に就いて」地理学評論18—8, 1942 1—8頁
- 4) a 藤岡謙二郎「日本の聚落——その平面形態を通じて見たる」（立命館大学文学部地理学教室編『日本の風土——その地理学的研究』大八洲出版1948）39—72頁 b 同「環濠集落論」（『日本歴史地理序説』塙書房1962）147—183頁
- 5) 小野忠熙「弥生時代の埴野村落の諸問題」地理学評論32—6, 1959 1—19頁
- 6) a 谷岡武雄「中世の防御的村落」（『歴史地理講座』第3巻 朝倉書店1957）154—168頁
b) 同『平野の地理』古今書院1963 224—232頁
- 7) 堀部日出雄「大和環濠聚落の史的的研究」考古学論攷（樞原考古学研究所紀要）第1冊1951, 39—64頁
- 8) 水田義一「寺内町の形態再考」歴史地理学会会報96, 1978 15—26頁
- 9) 矢守一彦は、集落田郭を二大別している。第一は、村民の自衛的なもので、この系譜は、都市の場合、寺内町へと発展し界に至って絶えているもの。第二は、土豪の *Herrenburg* を中核とするものである。本稿でいう「14～17世紀における計画的集落」の田郭は、前者に含まれよう。矢守一彦『都市プランの研究——変容系列と空間構成』大明堂1970 169—170頁
- 10) 寺内町の形態分析を試みた金井年は、「道の屈折」を防御施設として位置づけ、22の寺内町について検討している。金井年「寺内町の形態の類型とその変容」人文地理33—3 1981 73—89頁

- 11) 河内国における久宝寺・萱振・八尾・富田林および大ヶ塚などの寺内町に関して、水田義一・金井年らの報告がある。
- a 水田義一 前掲8)
- b 同「寺内町の建設プラン」(『講座・日本の封建都市』第一巻 文一総合出版 1982) 165—188頁
- c 金井年「歴史地理学からみた寺内町の性格——八尾の三つの寺内町を比較して」歴史地理学会会報108号 1980 1—12頁
- 12) 河内国における環濠集落に関しては、藤岡謙二郎の報告がある(前掲④b 154頁および第30図)。氏は、河内平野では環濠集落が南河内郡に集中していると指摘している。しかしながら、氏のいう「南河内郡」とは、中河内および摂津国南部の範囲を意味しており、明らかな誤謬と思われる。と同時に、南河内郡の大部分をしめる現大和川以南地域を全く無視している。
- 13) a 日下雅義『歴史時代の地形環境』古今書院 1980 324—356頁
- b 同「羽曳野市域地形分類図」(谷岡武雄・日下雅義編著『羽曳野市史』別巻古地図・地理図 所収 1985)
- 14) 古市古墳群とよばれる
野上丈助「摂河泉における古墳群の形成とその特質(一)」考古学研究16—3・4 316—345頁 454—469頁
- 15) 秋山日出雄「前方後円墳の企劃性と条里制地割」(『末永雅雄先生古稀記念・古代学論叢』1967) 1—25頁
原秀禎「古代の『古市大溝』に関する地理学的研究」人文地理31—1 1979 28—45頁
- 16) 谷岡武雄「古代条里制からみた誉田白鳥遺跡」(『誉田白鳥遺跡発掘調査概要Ⅱ』大阪府教育委員会 1973) 27—33頁
- 17) 石川右岸地域に、同音の小字地名が現存する。
谷岡武雄「羽曳野市域大字・小字図」前掲 13)
b 所収
- 18) 安岡重明「非領国について」同志社商学15—2 1963 72—99頁
山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」人文地理23—1 1971 33—72頁
- 19) 当該集落は、「王水井路争論につき碓井村ほか8か村立会絵図」文政7年(1824)(『羽曳野市史』第5巻 1983 口絵16)では、「碓井村之内新町」としてされている。明和5年(1768)の「古市村問屋口上書(同 290—291頁)から、当集落には問屋が位置し、剣先船による集荷・発送が行なわれていたことがわかる。なお、古市集落と対岸とを結ぶ臥龍橋は、明治初期ないし、それをさほどさかのぼらない時期に架設されたものである。
- 20) 現在、軽里と呼ばれる
- 21) 現在、広瀬と呼ばれる
- 22) 羽曳野市役所総務部課税課所蔵
- 23) 南の屈曲は現存するが、北のそれはすでに取り払われ、痕跡をとどめていない。
- 24) 塩野俊一氏所蔵(羽曳野市広瀬)
- 25) 広瀬神社。対岸の壺井八幡宮から勧請したものとされる
「開発由来および八幡宮勧請由緒一件」嘉永3年(1850)前掲19) 246頁
- 26) 「新町村間数覚」元禄2年(1689)(前掲¹⁹⁾・242—244頁)によると、濠内域は、北辺の東西が71間(約128.51m)、南辺の東西が64間(約115.84m)、西辺の南北が186間(約336.66m)、そして東辺の南北が172間(約311.32m)である。なお同史料には、「新町村廻り之堀、土井間数老間半ツム」とあることから、濠の幅は約2.7m程度であったことになる。
絵図からも明らかなように、濠は広瀬神社をも囲繞していた。因みに、嘉永3年の史料「開発由来および八幡宮勧請由緒一件」(前掲¹⁹⁾・245—247頁)には、「社地境内除地東西西拾五間、南北二十五間、外廻り二悪水抜之堀在之候事」とある。
- 27) 村松繁樹は、大和の環濠集落にみられる「藪の消滅過程は、河川の修築したがって氾濫の軽減、さらには土地利用の集約化に伴ったものである。」と述べている。
同『日本集落地理の研究』ミネルヴァ書房 1962 40頁
- 28) 松尾寿「近世初期の畿内における新田村落」(大阪歴史学会編『幕藩体制確立期の諸問題』吉川弘文館 1963) 145—188頁
- 29) 19世紀の当絵図に表現されているのは、もとより集落形成期のものではない。しかし道路屈曲と環濠は集落プランの骨格をなすものである以上、集落が形づくられてのちに創設されたものとは見做し難い。
- 30) 「開発につき代官五味豊直定書」元和元年(16

- 15) (前掲¹⁹⁾, 236頁)
- 31) 「新町村五十軒百姓取立て請書」元和2年(1616) (前掲¹⁹⁾, 238頁)には、「一、清右衛門殿へ申入一札之事、当村与三兵衛・与三右衛門・治右衛門・次郎兵衛、右四人之者此度其新地へ参り、五拾軒之百姓＝御取立被下候事(以下略)」とある。
- 32) 集落プランにまで代官が関与したか否か判然とはしない。おそらく、開発棟梁である清右衛門が主導し、道路割ならびに屋敷割を設定したものと思われる。
- 33) 宿場町にも道路屈曲はみられる。
小林博「宿場町」(『歴史地理用語辞典』柏書房 1981 272頁)
- 34) 寺内町における顕著な道路屈曲に関して、新しい観点からの説明が加えられている。和泉国の貝塚寺内町に存する道路屈曲に関して、水田義一は、核となった寺院から道を遠ざけたとする『貝塚市史』第1巻(1955 474—475頁)ならびに藤岡謙二郎(前掲4) b 174頁)の説をひかず、「従来の紀州街道を基準にせず、新しい町を建設した際のくい違いであった」と述べている。(同「寺内町貝塚の変容」和歌山地理 創刊号 1981 30—35頁)したがって、屈曲即防御目的という固定化された見方は、必ずしも充分ではないように思われる。
- 35) たとえば「かるうす井路争論日誌」貞享元年～4年(1684—87) (前掲19) 342～350頁)
- 36) 当該地域では、前掲19)の碓井村および西浦村の枝郷のように、新たに形づくられた集落は「新町」と呼ばれている。本稿で扱う新町村もその例外ではない。しかし、当村は「広瀬村」に改称することを幕府に願ひ出ている(「村名につき惣百姓一札」元禄12年(1699)前掲19) 244頁)。それが許されたのは、ようやく明治になってからのことと思われる(「村名改め願書」慶応4年(1868)前掲19) 247～248頁)。
- このように、集落形成の相対的新しさのみを意味するだけの、近隣の二集落と同じ名称を拒み、オリジナリティーのある固有名称をもとめていることは、居住者が集団的に自集落のアイデンティティを意識の上で確立していたことの証左であろう。
- 37) 森田周作氏所蔵(羽曳野市古市)
- 38) 羽曳野市役所市史編纂室が撮影・収集した古市

- 村絵図(森田家所蔵)は計12葉(写真2を含む)である。それらのうち、大乗川付替(1704)以前のもものが4葉、以後のもものが8葉である。全葉が集落北端の屈曲を明示しているのに対し、南端のそれに関しては描出時期によって若干異なる。付替以前のものうち、一葉(前掲24)所収、延宝5年(1677))は、南端の屈曲を直角に表現しているのに対し、残る三葉ではなだらかな線で描かれている。一方、付替以後の8葉はすべて、南端の屈曲を直角にあらわしている。以上のように、南端部の屈曲は付替以後の絵図に明瞭に描かれ、それ以前のものではさほど判然とはしていない。これが、南北両端部の屈曲が創設された時期差を示唆しうるものか否かは今後の検討課題としたい。
- 39) 前掲16)
- 40) 今谷明「河内高屋城の近況と保存問題」日本歴史401, 1981 88—95頁
- 41) 松山宏「南北朝時代の守護と守護所」(『中世日本の歴史像』創元社 1978) 81—101頁
- 42) 前掲40)
- 43) 瀧澤佳子「伊岐宮と伊岐宮城」近つ飛鳥 4 1982 34—40頁
- 44) 羽曳野市教育委員会『歴史の散歩道』1979 51頁
- 45) 註39)において言及したように、大乗川付替(1704)以前の絵図では、古市集落における南端の屈曲は明瞭ではない。いま、「土居」を付す小字が残る箇所屈曲と、集落北端の屈曲が、高屋城をめぐって南北に創設されたものと仮定すると、集落南端の屈曲は本来なだらかなもので、大乗川付替の際に直角になされたとも想像されなくはない。しかしいまのところ、明言することはできない。
- 46) 年末詳 前掲26) 157頁
後世に書かれたものであるから、これは歴史伝承である。
- 47) 前掲11) b
- 48) 古市集落北端の屈曲は、菅田村との境界でもある。

A Study on the Planning of Historical Settlements in the
Southern Part of Kawachi Province, Japan

Kazuhito KAWASHIMA

Japanese historical geographers have studied on the planning of historical settlement, such as *joka-machi* (castle town), *jinai-machi* (settlement influenced by the powerful Buddhist temple), *kango* settlement (settlement surrounded by moat), *shinden* settlement (settlement newly opened during the Edo period) and so on. From these results it is suggested that some settlements established in the feudal age hold the network of paths and the moat in and around them. Some have a zigzag path with rightangle in order to prevent from enemies. However, very little researches on the planning of historical settlement have been made on this matter.

The purpose of this paper is to clarify how far the idea to make the rightangle turning in the path was diffused among the people. The author selected both Shinmachi (a *shinden* settlement) and Furuichi (originally a market town) as case study areas. In this paper the following historical sources are employed, such as some old maps in the Edo period, cadastral maps in the Meiji period and small place names.

Shinmachi village have situated at the natural levee along the Ishikawa River in Furuichi County and established in the 17th Century as a *shinden* settlement. The path which runs through the settlement has two rightangled turnings on each entrance. The turnings were planned by the peasants who established the settlement. It can be pointed out the reason why the turnings were planned. First, it was the defense against enemies. Secondly, because the peasants are obliged to express their identity as a group, facing the friction on irrigation with neighbouring villages.

Furuichi village which used to have a function of marketing was included as a part of Takaya Castle. Furuichi has held two rightangled turnings at least. By investigating the *Jori* system, the author suggested that the turnings were planned by the early 17th Century. The following assumptions can be thought as the reasons of the planning of rightangled turning.

- 1) The turning at the entrance of Furuichi were planned as a front line of Takaya Castle which was one of the most powerful castles in the Kawachi Province c. 1493-1575.
- 2) The residents themselves planned the turning for their defense, when the settlement was reconstructed after a battle.

In this paper, the author suggest that the residents of both *shinden* settlement and market town had had an idea of planning the rightangled turns at the entrance of their settlement.